知らなかったでは済まされない

18歳で大人になるってどんなこと?

～4月から18歳以上の方が結んだ契約は簡単に取り消せません～

民法が改正され、4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。
17歳以下であれば、親権者の同意を得ないで結んだ契約は基本的に取り消せます。
しかし、18歳以上は大人として扱われ、一人でも契約できますが、責任を負うのも自分です。
成年になったばかりの若者は悪質事業者に狙われやすく、トラブルに遭う可能性が高くなります。
本人はもちろん、ご家族など周りの方も注意して消費者トラブルを防ぎましょう。

18歳でできるようになること

・自分の意思で契約をする
・クレジットカードを作る
・ローンを組む　など

今まで通り20歳までできないこと

・たばこを吸う
・お酒を飲む
・競馬や競輪の投票券を買う　など

若者を狙ったこんなトラブルに注意！

事例❶ 定期購入

動画投稿サイトの広告を見て、お試し300円のダイエットサプリを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送の連絡があり、4カ月分まとめて4万円の請求があった。

解約したいが、電話がつながらない。

事例❷ もうけ話

ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げるという内容で90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘うとボーナスが入ると言われた。

注意するポイント

○支払総額や、定期購入ではないか、契約の相手は信用できるのかなど**契約内容をしっかり確認しましょう**
○クーリングオフができるのかなど**解約条件・解約方法をしっかり確認しましょう**
○証拠を残すために事業者とのやり取りを**記録（契約画面のスクリーンショットなど）しておきましょう**
○怪しい話は、**はっきりと断りましょう**
○**クレジットカードでの高額決済**や借金をしてまで契約をしないようにしましょう
○SNSなどで知り合い、会ったことがない人を**簡単に信用しないようにしましょう**
○**投資には必ずリスクがあります。**「絶対にもうかる」「簡単にもうかる」などのセールストークは怪しいと思って!
○もうけ話に友達を巻き込むと、被害者の立場だったのが、**加害者になって友達や信用を失うことも!**

どうしよう!? 困った! そんな時は、

消費生活センターに相談!

Q どんなことを相談できるの?

A 上の事例はもちろん、例えば「SNSで詐欺サイトという口コミを見つけた。自分もだまされたかも…?」など、**消費生活のことなら何でも相談できます。**

Q 消費生活センターに相談をしたら、どうなるの?

A 消費生活相談員が、**解決のためのお手伝い**（助言・あっせん・情報提供）をします。クーリングオフ期間が過ぎていても、勧誘や販売方法に問題があれば、契約の取り消しができることもあるので、あきらめないで相談してください。

MONTHLY TOPICS

給付金情報

非課税世帯などへの臨時特別給付金

コロナ禍での生活を支援します。

▲詳細は市HPへ

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した住民税非課税世帯などの生活支援のため、臨時特別給付金を支給します。

支給額　1世帯当たり10万円

対象　次のいずれかに該当する世帯

①令和3年度住民税非課税世帯
令和3年12月10日(基準日)時点で、世帯全員の住民税が非課税の世帯
※世帯主宛に市から支給要件確認書が届きます

②家計急変世帯
新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月以降の家計が急変し①と同様の状況にある世帯
※申請が必要です

申込方法　①対象世帯に送付する支給要件確認書を返送またはオンライン申請
②臨時特別給付金申請書と収入見込額の申立書(市HPより入手可)などを申込先に郵送

申込期間　①支給要件確認書の発行日から3カ月以内
②1日(火)～9月30日(金)

申込　臨時特別給付金対策課
〒061-3292 花川北6・1・30・2

問合せ　石狩市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター
0120・337・288
※平日9時～17時。3月末まで

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

昨年12月に支給開始された「子育て世帯への臨時特別給付(児童1人当たり10万円)」とは別の給付金です。両方の要件に該当する方は、それぞれ受給できますので、申込期限までに手続きをしてください。

「ひとり親世帯分」の申請

新型コロナウイルスの影響で損害を受けた低所得のひとり親世帯へ、特別給付金を支給します。次に該当する方は支給を受けられる場合がありますので、申請をしてください。

支給額　児童1人当たり5万円

対象　児童扶養手当の受給資格があり、次に該当する方

○公的年金などの受給により、令和3年4月分の児童扶養手当を受給しておらず、令和元年中の収入額が支給制限限度額を下回る方

○新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入見込額が児童扶養手当を受給する方と同じ水準の方

○令和3年4月以降に離別などにより児童扶養手当の受給資格を有し、収入見込額が児童扶養手当の対象と同じ水準の方

申込期限　28日(月)　※当日消印有効

申込・問合せ　子ども家庭課
☎72・3128

▲詳細は市HPへ

「ひとり親世帯分以外」の申請

支給額　児童1人当たり5万円

対象　次の両方に該当する方
(ひとり親世帯分・ひとり親世帯分以外としてすでに給付金を受給した方除く)

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(令和4年2月末までに出生の新生児含む。障がい児は20歳未満)を養育する父母など

②令和3年度住民税(均等割)が非課税または新型コロナウイルスの影響を受けて、令和3年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当となった方

申込方法

○児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和3年度の住民税が非課税の方は申請不要。手当を支給している口座に振り込みます

○右記以外(高校生のみを養育、収入が急変した方など)は申請が必要です

申込期限　28日(月)　※当日消印有効

申込・問合せ　子ども政策課
☎72・3631

▲詳細は市HPへ